

新型コロナウイルス関連対策本部ニュース

日本共産党大阪府委員会 発行 vol.5 2020.4.9

住居確保給付金 施行規則改正により

家賃の給付対象が拡大！



住居確保給付金の支給対象が20日から拡大します。この制度は、リーマンショック時に予算措置されスタートし、困窮者自立支援法制定時に制度化されました。

最後のセーフティネットである生活保護の一手間の手間制度として、活用が求められ制度の中身は、生活困窮者に対して家賃の一部を貸付ではなく、給付するというもので、返済が不要です。

その他の条件としても、いずれも上限はありませんが、収入があってもOK、貯蓄があってもOKなので、使い勝手が良いものです。

ただ欠点は、支給対象要件のなかに、「2年以内に離職」があることです。これは元々リーマンショックで住まいを失う人を対象としたからで、今回のコロナ禍で収入が減少しただけの方は、対象になりませんでした。(離職していればOKですが)

4月20日施行で、施行規則が改正され、支給対象が広がります。以下列挙します。

1. これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていましたが、それに加えて、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含める」(4.7厚生労働省社会・援護局事務連絡)としました。つまり収入減少でも申請を認めることになりました。
2. 支給要件として求職活動が求められますが、これも当面の間は、ハローワークにネットで仮登録をすればよいということになりました。
3. フリーランス、個人事業主も対象に。(これまでも個別事情に応じて支給していましたが、今回改めて通知)

制度の改善は対策チームの辰巳孝太郎責任者が3月16日のツイッターでの発信や、3月31日厚労省レクでも求めていたことです。これが実現した格好です！

住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案: 27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)



【実施主体】 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

【支給要件】 ○ 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額

(住宅扶助特別基準額が上限) を超えないこと

(東京都特別区の目安) 単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

○ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと (但し100万円を超えない額)

(東京都特別区の目安) 単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

○ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 (東京都特別区の目安) 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月 (求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能 (最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託 (社会福祉法人、NPO等) で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所を設置